

みやぎ食の安全安心取組宣言 承認基準

承認基準（更新又は内容変更を含む）は、原則として以下1から6までの要件を全て満たしていることとする。

ただし、要件6のみを満たさない場合においては、違反の態様、違反後の改善状況等を勘案の上、総合的に判断し、承認の可否を決定するものとする。

- 1 申請者が設定する安全安心の自主基準が、業種別の食の安全安心に係る基準（要綱別表2）に掲げる項目を全て設定していること。ただし、事業形態により設定する必要がないと認められる項目についてはこの限りでない。
- 2 安全安心の自主基準の中で「衛生管理基準」を定める場合は、以下に掲げる項目を全て設定していること。ただし、事業形態により設定する必要がないと認められる項目についてはこの限りでない。
 - (1) 施設及び設備に関する点検項目
 - (2) 器具及び器材に関する点検項目
 - (3) 食材及び食品に関する点検項目
 - (4) 従事者に関する点検項目
- 3 以下の基準で定めている製品を検査する旨「自主検査基準」により定めている場合は、以下の製品の基準項目が自主検査項目に含まれていること。
 - (1) 食品衛生法に基づく規格基準に定めのある製品
 - (2) 厚生労働省の衛生規範に基準がある製品
 - (3) 県で定める衛生指導基準に定めのある製品
- 4 安全安心の自主基準の中で「問題発生時の対応マニュアル」を定める場合、以下に掲げる事項を全て設定していること。
 - (1) 食中毒の発生の疑義の情報を入手又は確認した場合は、速やかに所管の保健所に通報する。
 - (2) 食材等を保健所に提供する。
 - (3) 保健所の指示に従って、調査に協力する。
- 5 申請者が定める安全安心のメッセージが、関係法令等で禁止された表示に該当しないこと。
- 6 故意又は重大な過失により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく命令又は処分を過去1年以内に受けたことがないこと。